

平成27年1月14日

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

代表 工藤 逸男 様

みどりと環境プロジェクト

代表 野上 勇次 様

仲 悦子 様

さよなら原発！福岡

代表 青柳 行信 様

福岡市長 高島 宗一郎

玄海原発事故時の避難計画に関する質問・要請書について（回答）

標記について、別紙のとおり回答いたします。

2014年11月27日

福岡市長 高島 宗一郎 様

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

代表 工藤逸男

みどりと環境プロジェクト

代表 野上勇次/ 仲悦子

さよなら原発！福岡

代表 青柳行信

玄海原発事故時の避難計画に関する質問・要請書

現在、玄海原発の再稼働に向けた審査が進んでいることが、メディアによって報じられています。すでに九電や国は川内原発の再稼働を推し進めています。原子力規制委員会の田中委員長は川内原発に係る審査書案の提出に際して「安全だということは、私は申し上げます」と発言しました。その安全といえない原発が順次、再稼働されようとしているのです。私たちはそのことに大きな危惧や不安をおぼえています。玄海原発から福岡市までの距離は、福島第一原発から飯館村までのそれにほぼ相当します。もし玄海原発が過酷な事故を引き起こした場合、風下に位置する福岡市が飯館村と同じような被害を受けることは十分に考えられるからです。

福島第一原発事故から3年8か月が過ぎましたが、原発事故で避難を余儀なくされた方々は今なお十三万人もあり、「原発関連自殺者」は9都府県で計130人、福島県だけで計56人（内閣府発表2014年7月現在）にもものぼっています。いまだに事故の原因は究明されず、放射能汚染水は日を追うごとに増え続けています。廃炉作業も高い放射線に阻まれ、遅々として進んでいないのが現状であります。

福岡市は、玄海原発において福島第一原発と同様の事故が発生した場合を想定し、「福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「防災計画」）に基づき、「福岡市原子力災害避難計画（暫定版）」（以下「避難計画」）を策定しました。UPZ圏外である福岡市がそうした計画を自主的に策定していることは評価できることです。私たちは、この「避難計画」が本当に市民の生命、暮らし、財産を守ることができるかを確かめるために学習会を持ち、仔細に検討しました。その上で防災・危機管理課を訪問し、質問や要請を行ってきました。担当課におかれましては、長時間に及んだ話し合いにも快く丁寧に対応していただきましたが、依然不明な点多々あり、避難計画としての具体性や実効性にも大きな疑念が残りました。

そこで、福岡市行政の責任者としての市長に、ここに改めまして質問・要請をさせていただくことといたしました。質問事項のなかには、すでにお答えいただいたものもありますが、以下の要請と質問を真摯にお読みいただき、重ねて福岡市長としての責任ある、明確なご回答をいただきますようお願いいたします。

記

【要請事項】

後記する【質問事項】において指摘していますように、現在の「避難計画」は課題や問題点が多く、事故時の具体的な対応を考えると、実効性に乏しいと言わざるを得ません。九州電力は「20分でメルトダウン、90分でメルトスルー」という重大事故を想定しています。福岡市におかれましては、そうした最も過酷で甚大な被害を生じさせる事態を想定した上で、150万市民全員を被曝から守ることのできる実効性のある避難計画を策定してください。また、それができない限り、九電や国に対して玄海原発の再稼働を止め、廃炉にすることを求めてください。

(回答)

原子力行政については、国家の基盤にかかるエネルギー政策として、これまで国策として推進されてきたものであり、原子力発電所の稼働及び廃炉についても、国において判断されるものと考えております。

福岡市原子力災害避難計画（暫定版）につきましては、国の原子力災害対策指針において、「原子力発電所から30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」の内容が示されていない状況の中、福島第一原子力発電所事故の状況を踏まえて、福岡市が独自に策定したものです。

今後も引き続き、放射性プルームからの防護措置を適切に行えるよう、国の原子力災害対策指針の改正動向などを踏まえながら、地域防災計画及び避難計画の見直しや実施要領等の作成など、対策の具体化を進め、原子力災害対策の充実、強化を図ってまいります。

【質問事項】

1. 第4節/職員の配備態勢等について

①「避難計画」では、原子力災害に対応する動員および配備については「今後、各部における配備態勢ごとの業務について精査を行い、配備人員を決定する」とありますが、それはすでに決定されましたか。決定されていないならば、いつまでに決定される予定ですか。

(回答)

今後、原子力規制委員会から示される、「原子力発電所から 30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域 (PPA) の具体的な範囲と必要とされる防護措置」等の内容を踏まえつつ、検討を進めてまいります。

なお、検討にあたっては、業務上、緊密な連携が必要となる県と協議を行ってまいります。

②市職員や避難先として指定されている学校の職員に対して「避難計画」についてどのように周知されましたかという質問をしましたところ、担当課からは「市役所のホームページに載せています」という回答をいただきました。しかし、私たちが聞き取り調査をした管理職、職員からは「避難計画」については「知らない」「聞いていない」という言葉しか返ってきませんでした。ホームページにある「避難計画」など読んでいないし、存在さえ知らないというのが実状であり、「周知」とは程遠い段階にあることは明白です。今後、いつ、どのような形で「周知」の徹底を図られる予定であるか具体的にお示しください。ホームページに載せている「避難計画」を、文書あるいは電子メールによって全職員へ周知することは、今すぐにできる一つの方法だと考えますが、いかがでしょうか。

(回答)

各局区長等が委員となっている福岡市防災会議において説明を行ってりましたが、先般のご意見（平成 26 年 10 月 3 日）を踏まえて、再度、各局区長に対して通知いたしました。また、教育委員会からすべての市立学校に周知しております。

③原子力災害発生時、屋内退避や避難等に関する情報等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合は広報車が巡回広報するとなっています。広報車等をはじめとしてモニタリング、避難者誘導など屋外業務に携わる市職員の放射線防護対策をどのように考えられ、対策を取られていますか。

(回答)

各種原子力災害対策の実施にあたっては、従事職員等の放射線防護は大前提であると考えております。具体的には、職員の配備体制等とあわせて検討を進めてまいります。

④「③」の業務を担う市職員は被曝のおそれが高いと考えられる労働をすることになります。それは、職員の命や健康に直接関係することとなり、それらの問題について職員・労働組合との協議や合意はしていますか。していないとするならば、今後どのように進めようと考えられていますか。

(回答)

従事職員等の放射線防護は大前提であると考えております。具体的には、職員の配備体制等とあわせて検討を進め、必要に応じて労働組合への説明を行ってまいります。

2. 第6節/緊急時モニタリング等について

「避難計画」では、避難所開設条件に SPEEDI の情報を参考にするとしていますが、原子力規制委員会は10月8日、SPEEDI を住民避難などの判断に使わない運用方針を決めました。放射線量の実測値をもとに判断する態勢に転換しています。正確な情報を得、住民の安全な避難につなげるためには観測点を増やすことが重要です。市として独自でモニタリングポストを設置することや、緊急時モニタリングを補完するためのサーベイメータの設置場所を増やすことが必要ではないでしょうか。この点についてはどのようにお考えですか。

(回答)

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）において、緊急時モニタリングは県の役割とされており、モニタリング機器につきましても、国・県が計画的に配備を進めております。

国・県に対して、市域内へのモニタリングポストの設置や防災資機材の整備について、要望を行っております。

3. 第8節/防護措置等について

①市民が避難あるいは一時移転をスムーズにするには、「避難計画」にある【防護措置の流れ】を事前に十分に理解しておくことが重要です。市は今までにその内容を市民に周知する取り組みをされましたか。

(回答)

防護措置や避難の流れについては、避難訓練や研修会、出前講座などにおいて周知を図っております。また、市のホームページにも、「原子力災害との向き合いかた」というパンフレットを掲載し、原子力災害に対する知識の普及啓発に努めているところです。

今後、「原子力発電所から 30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」の内容が示されることとされておりますので、その内容を踏まえつつ、実施要領の作成など、対策の具体化とあわせて、さらに周知徹底を図ってまいります。

②「①」がなされていないのであれば、「避難計画」を今後どのような形で市民に周知されようと考えられていますか。例えば市政だより、テレビ放送、『原子力災害との向き合い方』などのパンフレットの全戸配布などのように、具体的に周知の手段や方法をお聞かせください。

(回答)

③視覚障がい者や聴覚障がい者への原子力災害情報、避難情報提供を、具体的にはどのように考えられていますか。「避難計画」は、点字版や音声テープ版は作られていますか。また、日本語を理解できない外国人に対する情報提供をどのように考えられていますか。

防災マップ・浸水ハザードマップの点字版の作成や防災・危機管理情報ホームページの多言語化は行っておりますが、現時点において、避難計画の点字版や音声テープ版は作成しておりません。

原子力災害に限らず、大規模災害発生時には、あらゆる手段を活用して情報の伝達を行うこととしており、多様な伝達手段により情報提供を行ってまいります。

④屋内退避に関して「避難計画」では、「住民等が有効な放射線防護を確実にできるよう、あらゆる手段により周知徹底を図ること」とありますが、「あらゆる手段」とは何か、すべてお知らせください。

(回答)

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）第5節「市民等への的確な情報伝達活動」に記載している以下の内容となります。

- ・ 報道機関への情報提供、広報の要請
- ・ 広報車等による広報
- ・ 災害広報紙等の発行
- ・ 掲示板等の掲示
- ・ 防災ホームページによる情報発信
- ・ 防災メールによる情報発信
- ・ 緊急速報メール
- ・ ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）
- ・ 街頭ビジョンによる情報発信
- ・ インターネットFAX

⑤一時移転は、「原則として校区単位」と書いてありますが、そのような地域コミュニティに属さない人たち、例えばホームレスの人たちの避難はどうなるのでしょうか。ホームレスの人たちは、何を目安にして避難すればいいのでしょうか。

(回答)

避難計画中「原則として校区単位」という表現は、避難区域の範囲を明確にするという考えに基づくものです。

原子力災害の発生に伴い、福岡市域内に避難区域が設定された場合には、区域内にいる全ての住民等に避難指示が確実に伝達されるよう、全力で対応してまいります。

⑥一時移転は、原則として「自家用車の乗り合わせ」とされ、それができない住民に対してはバス輸送を行うとされていますが、バス会社とはその輸送に関わるバスの確保、運転手の確保等について、協定等を結ばれていますか。また、集合場所としてどこを指定されていますか。本当に避難しなければならない時に、どこに行けばいいのかを知らないで放射線被曝量を増やすことにもなりかねません。例えば、集合場所を明記したハザードマップを作り、事前に市民に広報すべきではないでしょうか。

(回答)

今後、実施要領の作成など、対策の具体化とあわせて検討を進めてまいります。

⑦市民が一斉に自家用車で移動しようとする、当然、避難時の交通渋滞が起こることが考えられます。地震等によって道路や橋の損壊が生じ、市が想定する【主要経路】が使えなくなるとさらに渋滞は深刻なものになります。そうしたケースを想定しての避難のルートなり避難に要する時間なりのシミュレーションはされましたか。されていないとするなら、今後される予定はありますか。

(回答)

原子力発電所から30km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域(PPA)の範囲が示されていない現時点において、避難シミュレーションを行う予定はありません。

なお、原子力災害対策指針に基づく福岡市における避難は、屋内退避が基本であり、一時移転が必要になった場合においても緊急避難ではなく、1週間という期間内に避難することが求められておりますので、交通渋滞とならないように、平素から原子力災害時の避難の考え方について、知識の普及啓発に努めてまいります。

⑧要援護者には、施設入居者、在宅の人、一人で歩けない人、車いすが必要な人、寝たきりの人、医療機器が外せない人、乳幼児を抱えている人など様々な人がいますが、市ではそれらの人々について具体的に把握していますか。「避難計画」では、「自ら避難が困難な災害時要援護者については、地域住民の協力を得て一時移転を行うものとする」とあります。「要援護者」であったがゆえに避難から取り残されたというような事態が生じてはなりません。そうした事態に至らないために、市として各自治会・町内会に対して具体的な支援要請や対策作りを依頼されましたか。まだされていないのであれば、今後どのようにされるお考えか教えてください。

(回答)

災害時に支援を要する方の情報を行政と地域間で共有し、平時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに活用する取り組みを進めております。

4. 第9節/安定ヨウ素剤の予防的服用等について

①安定ヨウ素剤配布については、輸送車両の確保の問題や配布場所及び服用場所まで輸送する際の交通渋滞の懸念があるばかりでなく、そこに行けない市民はヨウ素剤を服用できない事態が生じるという問題もあります。また、屋内退避の指示が出た場合は、その期間服用できなくなるおそれがあります。屋内退避が1週間あったとして、その間に肝心のヨウ素剤が服用できない場合、放射性ヨウ素を体内に取りこむリスクが高まります。チェルノブイリ原発事故の際、ポーランドは全国民にヨウ素剤を配布して飲ませたため、甚大な甲状腺障害が起きませんでした。配布しなかったベラルーシでは多大な甲状腺障害が起き、今も続いています。いざという時に確実に安定ヨウ素剤の予防的服用を図るという点からするならば、現行の計画は、極めて実効性に欠けるものだと言えます。安定ヨウ素剤を各戸に事前に配布しておき、必要な時に服用指示が確実に伝わる情報伝達、広報の体制をつくることの方がより実効性のあるやり方だと思いますが、この点どのように考えられますか。

(回答)

安定ヨウ素剤の配付・服用については、原子力規制庁が示した「安定ヨウ素剤の配付・服用に当たって」(平成25年10月9日修正)に基づき、国から服用の指示が行われた場合に配付することとしております。

なお、この通知と併せて示された「安定ヨウ素剤解説書に関するQ&A」では、「放射性ヨウ素の吸入被ばくに対する防護措置においては、屋内退避により十分に効果的な防護が可能」とされております。

②市では、現在26万人分の安定ヨウ素剤を備蓄しているとのことですが、福岡市の人口からすると不足しています。備蓄量を今後どのように確保される予定ですか。また、予防的服用対象者としては何歳から何歳までの年齢層を考えていらっしゃいますか。

(回答)

福岡市における安定ヨウ素剤の備蓄の考え方は、福島第一原子力発電所の事故状況を踏まえ、原子力発電所から50km圏内の全住民分の1回服用分を確保することとしております。

備蓄につきましては、平成23年度に開始しましたが、昨年、服用対象者の年齢要件が廃止されたことから、段階的に備蓄の拡充を行っているところであり、平成28年度までに50km圏内の全住民の1回服用分の備蓄を完了することとしております。

5. 第10節/スクリーニング（汚染検査）及び除染について

①スクリーニングと除染は、避難者の命や健康を守るため、また避難先での放射能汚染拡大を防ぐためにも重要です。スクリーニングは県の所管とされていますが、避難の【主要経路】は市が指定しており、「避難計画」では、避難区域外直近で避難所までの経路上にある市立の小中学校を指定して、あるいは市有施設等で実施するとあります。スクリーニングと除染は、どの学校や施設で行われることになっているかを教えてください。

(回答)

災害発生時の避難区域の指定状況や避難所までの避難経路等を考慮して、具体的なスクリーニング場所の指定を行うこととなります。

②スクリーニングで放射能を検知した場合、どのように対策されるのですか。「避難計画」では、「多数の住民等が水滴除染を必要とする事態が生じた場合」指定された市内8か所の市民プール等で水滴除染をすることになっていますが、そのうち城南、早良、総合西の各市民プールは玄海原発から50km圏内になるのではないのでしょうか。そうなると使用できる施設は5か所となります。この5か所で水滴除染体制は十分だと考えていらっしゃるのですか。また、除染後の汚染水や汚染した衣服や靴等は、どこに保管するのですか。替えの衣服は支給されるのですか。さらに、被曝が判明した場合、どの病院で緊急被曝治療を受けるようになるのでしょうか。

(回答)

避難計画における原子力発電所から50km圏外という考えは、福島第一原子力発電所の事故状況を考慮し、原則として50km圏外に避難するものとしたものであり、避難区域の指定等、状況によっては、やむを得ず50km圏内の施設を活用する場合もあると考えております。

水滴除染の実施場所につきましては、常時、水が確保できるという観点から市民プールを第一候補としているものであり、施設に不足を生じる場合には、緊急被ばく医療の実施主体である県と協議の上、他の施設の活用について検討を行ってまいります。また、除染時の除染水や汚染された衣服等の保管につきましても、同様に県と協議のうえ、対応を行ってまいります。

替えの衣服については、避難時に持参した衣服の活用が基本と考えております。

緊急被ばく医療につきましては、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）において、被ばくの度合いに応じて初期～3次までの医療機関が指定されております。

【福岡市付近の緊急被ばく医療機関：福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）】

初期：医療救護所

2次：九州大学病院、福岡大学病院、九州医療センター

3次：広島大学病院、放射線医学総合研究所

③放射能対策及び被曝治療を進める中核となる病院づくりを進めることや、そのために必要な人材やスタッフの育成などを今のうちからはじめることが必要なのではないのでしょうか。この点どうお考えになりますか。

(回答)

緊急被ばく医療については、県・国が中心となり対策を進めています。

6. 第12節/学校等への指示または要請について

①細胞分裂が活発な子ども（0～10歳）は20代、30代の大人に比べ4倍も被曝の影響を受けやすいと言われています。ですから、子どもたちの被曝を防ぐための対策はとりわけ重要な課題と言えます。子どもたちが園や学校（小・中・高校）にいる時間帯に、事故が起こり、しかも激烈で急速な事故へと進んだ場合、園や学校としてどのように対応するのかについて、教育委員会は正式な文書に基づいて園や学校を指導すべきであると考えます。この点について、教育委員会は現在どのような指導や対応策の指示を各園長・各学校長に対してされているのでしょうか。なされていないとするなら、今後、それらをどのように取り組もうと考えていらっしゃるでしょうか。

（回答）

園・学校の対応といたしましては、福岡市原子力災害避難計画（暫定版）に基づいて対応を行うこととしておりますが、原子力規制委員会から「原子力発電所から30km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」が示される予定となっておりますので、その内容も踏まえて今後周知を図ってまいります。

②園や学校では、火災対策、地震対策、不審者対策などの避難訓練が実施されていますが、原発事故に関わる放射線防護対策や避難訓練にしても、具体的で詳細な計画と訓練が欠く事が出来ません。現在、園や学校においては放射線防護対策や避難訓練などは、実施されているのでしょうか。また、その前提となる教職員対象の研修などはなされているのでしょうか。なされていないとするなら、今後、それらをどのように取り組まれようと考えていらっしゃるのかを教えてください。

（回答）

職員向けの原子力災害に関する研修会もすでに始めておりますが、今後、教職員の研修につきましても教育委員会と連携して進めてまいります。

7. 第13節/避難所の開設および運営について

①避難所としては玄海原発から50km圏外に位置する小中学校126か所が指定されています。その総収容人員は24133人です。この避難所態勢で災害時避難の対応は十分にできると考えていらっしゃるのですか。

（回答）

避難区域の指定に伴い、避難所に不足を生じることが予想される場合には、国、県及び近隣自治体に避難者の受入れを要請してまいります。

②避難所となっている簀子小と大名小は、閉校になっています。普段は門も閉じられています。体育館の鍵などは誰が預かっていて、管理はどうなっているのでしょうか。緊急時に、水道の蛇口はひねれば水は出るのでしょうか。赴いてみたら中に入れず、責任者が誰だかもわからず、どこに問い合わせてもいいかもわからない、という事態にならないでしょうか。

(回答)

旧簀子小学校及び旧大名小学校については、閉校後も舞鶴小・中学校の施設として管理し、部活動や地域活動などに利用しており、校門や体育館の鍵については、舞鶴小・中学校や簀子公民館、大名公民館で管理しております。

また、両小学校の体育館は、ともに電気や水道の使用が可能です。

なお、現在、旧大名小学校については、学校法人雙葉学園の仮校舎としても利用しております。

③避難所（体育館）の1人あたりのスペースを3.5㎡として収容人数を割り出してあります。その体育館内に、避難者が移動する際の通路や「防災計画」にある「プライバシーを確保できる仕切り」「男女別の更衣室」「授乳スペース」「育児スペース」などを確保すると、避難者一人あたりの広さは何㎡になりますか。体育館の面積を3.5㎡で除して収容人数を割り出すのではなく、必要な公共スペースを減じた上で残余の面積を3.5㎡で除して収容人数を割り出していくべきではないでしょうか。避難所と収容人数に関する見直し作業をされる考えはありませんか。

(回答)

避難生活を送る上で必要となる公共スペースについては、避難状況によって用途や広さが変わることから、避難所の最大収容人員を算定するうえでは考慮していません。

災害時の避難所運営に際しては、必要な公共スペースを確保した上で、1人あたり3.5㎡が確保できるように努めるとともに、学校以外の施設も活用しながら避難者の受け入れを行ってまいります。

④東日本大震災では、障がいを持っている子が避難所に入るといった生活環境の大きな変化に適応できず、家族もその子に添うために避難所外での生活を余儀なくされたということがありました。彼らの避難や一時移転についてはどのように配慮されているのでしょうか。

(回答)

病気や障がいなどにより、避難所における生活が困難な場合、障がい者フレンドホームや高齢者デイケアサービス施設等の「福祉避難所」を活用してまいります。

⑤市は、糸島地区からの9166人の避難者を市内の高校の体育館や区の体育館などの34施設に受け入れるようになっていきます。当該施設にはその旨通知され、必要な受け入れ態勢や受け入れ準備等を進められていますか。また、それらの施設がプルームの到達範囲に含まれることになることも考えられるわけですが、その場合の次の避難施設は考えられていますか。

(回答)

あらたに避難所に指定した施設につきましては、個別に説明を行っております。

プルームの影響により指定された避難所が活用できない場合につきましては、福岡県及び糸島市と代替施設について協議を行うこととなります。

8. 第16節/愛玩動物等の保護について

①「ペットのためにゲージの確保を行う」とありますが、市内で飼育されているペットの種類ごとにその数を把握されているのでしょうか。避難したすべてのペット（小型犬や猫だけでなく、大型犬など）にゲージが確保でき、与えられるのでしょうか。

(回答)

市内で飼育されている犬については、登録制度により種類ごとの頭数を把握しておりますが、猫や他の動物については把握しておりません。

飼い主が動物とともに同行避難した時の動物を飼育するためのケージについては、基本的に犬猫を対象とし、動物愛護管理センターにおいて確保しておりますが、不足する分は福岡県並びに近隣自治体及び動物関係団体等に協力を要請することとしております。

②多頭飼いをしているアニマルボランティア、アニマルレスキューの人たちは、市内にも多くいらっしゃいます。その多くの動物を避難所で収容できるのでしょうか。一般の避難所とは別に、動物の避難センターなども作るべきではないのでしょうか。長い期間ゲージに入れられたままでいると、ストレス死する動物も多いのです。動物専用の避難所開設も考えてください。

(回答)

多数の動物を飼育しているボランティア団体等の避難対応については、団体自らが日頃から避難時の対応について対策を立て、それぞれの団体の実情に応じ、備えておくよう働きかけます。

動物の避難場所については、飼い主が同行避難した動物の飼育管理を行うことが原則となるため、動物と飼い主がともに避難所に受け入れられるよう、避難所での飼育ルールづくりに取り組みます。

③多頭飼いの人は、頭数分のキャリーボックス（ゲージとは違います。避難所まで運ぶ時に使うケースです）を持っていないことが多いです。同時に使うことはまずありませんし、予算や収納スペースも限られるからです。突然に、避難とか一時移転と言われても、キャリーボックスがなくて連れていけない事態も起こります。市は、ゲージだけでなくキャリーボックスの貸し出しなどもするべきではないでしょうか。

(回答)

災害時の動物の避難にかかる用品の確保は、災害時にも適切に対応できるよう、飼い主の責任で日頃から備えておかなければならないものと考えます。やむを得ない事情がある場合については必要な支援を行います。

なお、避難用品の確保を含め動物の災害対策について、今後も飼い主への啓発を行います。

9. その他

①福岡市動物園には多種多数の動物が飼育されていますが、その動物たちの避難についてはどのように考えていらっしゃいますか。

(回答)

動物園の動物につきましては飼育できる施設が限られておりますので、公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟します動物園（86施設）・水族館（64施設）に受け入れを依頼することとしております。

②原子力規制委員会は、SPEEDI を住民避難などの判断に使わない運用方針を決めました。また現在、国において検討が行われている「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」(PPA) の考え方がかたまり、原子力災害対策指針に記載されるとなると、この暫定版の「避難計画」は当然見直しをはからなければなりません。その際、民間の専門家を交え、さらには市民の声を反映する形での見直し作業をすることが、実効性のある原発事故時の避難計画づくりにつながるものと考えます。そのような見直し作業、避難計画づくりについてどのように考えられますか。

(回答)

地域防災計画や避難計画の策定にあたっては、見直し検討委員会の設置やパブリックコメントの実施による市民意見の募集を行っており、見直しにあっても、有識者や市民の意見を幅広く反映してまいりたいと考えております。

③玄海原発の直近の、飯館村と同面積の市域が、飯館村と同様の放射能汚染を受けた場合の住民避難に関わるコストやそのことによって市や市民全体がこうむる経済的損失はどの程度のものになると考えられますか。

(回答)

試算を行っておりません。

④市は、現在、安定ヨウ素剤を独自に備蓄し、原子力災害避難訓練を実施し、防災・避難のための必要な資機材等を準備されています。今年度、「防災計画」・「避難計画」に係る予算としては、どのような費目にどれだけの予算を計上されているのかを具体的にすべて教えてください。

(回答)

平成 26 年度の予算額 (職員の人件費は除く)

・ 地域防災計画・避難計画作成 4,442,000 円

※ 地域防災計画 (原子力災害対策編) 及び避難計画の策定について、個別に予算計上していないため、平成 26 年度の地域防災計画等の作成に係る予算額を記載

・ 訓練・研修 10,087,000 円

※ 原子力避難訓練及び研修会として、個別に予算計上していないため、平成 26 年度の訓練・研修に係る経費を記載

・ 安定ヨウ素剤 1,900,000 円

・ サーベイメータ点検 74,000 円

⑤「防災計画」では「庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておく」とあります。行政機関の安定的業務継続は市民生活にとって不可欠なものです。庁舎の移転先をどこに定められていますか。

(回答)

原子力規制委員会が示す、「原子力発電所から 30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域 (PPA) の具体的な範囲と必要とされる防護措置」の内容を踏まえて検討してまいります。

⑥原子力災害特別措置法に基づき 2011 年 3 月 11 日に発動された原子力緊急事態宣言が、今なお解除されていない中で、国は原発をベースロード電源として位置づけ、原発の再稼働を積極的に進める一方で、成長戦略の一環として原発輸出に取り組み、核燃料サイクルも維持する考えです。市長におかれましては、これらについてどのような考えをお持ちでしょうか。その考えをお示しく下さい。

(回答)

原子力行政については、国家の基盤にかかるエネルギー政策として、これまで国策として推進されてきたものであり、国において判断されるものと考えております。

【回答について】

【要請事項】と**【質問事項】**のすべてについてお答えください。なお、本件の**【要請事項】**と**【質問事項】**に関連し、別途の回答が必要と判断される内容がある場合については、その内容を下の欄にご記入ください。

回答については、2週間以内での文書回答を求めます。

以上